

新型コロナウイルス感染者発生時の対応(市町村立学校)

教育局県立学校部保健体育課 R2/5/22

新型コロナウイルス感染者発生(児童生徒等・教職員)

- ①保護者等からの報告 ②教職員からの報告 ③保健所からの情報

※感染者発生に備えて、常に準備をしておくこと。

学校での対応(感染症に係る対応)

◆保健所、学校医、市町村教育委員会 への一報及び連携

※対応窓口の一本化(教頭)

◆感染拡大防止策の実施

STEP 0 [保健所指示の前までに実施]

- ①情報収集(感染者の症状・活動状況等の把握、接触者の特定)(教頭)

STEP 1 [保健所の指示のもと実施]

- ①教職員への説明(参考1を参照)(校長)
②詳細な情報収集
③臨時休業の措置を速やかに検討(学校医とも相談)
④児童生徒等・教職員の健康状態の把握(学年主任、保健)
⑤健康観察期間の設定(保健担当)

STEP 2 [学校医等への報告等]

- ①感染者発生^{の報告}及び臨時休業措置の^{相談}(校長、教頭)
②校内の消毒(保健担当)
③他の児童生徒等に感染が疑われる場合は、速やかに学校医
又はかかりつけ医から受診について指導助言を受ける

STEP 3 [児童生徒等・保護者への情報提供]

- ①児童生徒等及び保護者への情報提供(参考2を参照)(教頭)

STEP 4 [取材対応](校長、教頭)

- ①公表の範囲の確認(参考3-1, -2を参照)(教頭)

STEP 5 [感染者に関わりのある児童生徒等の情報の整理・記録]

- ①出席簿・健康観察簿・保健室来室記録の整理(学級担任、保健担当)

STEP 6 [校内組織体制の整備](運営委員)

- ①対策委員会等の設置を検討(校長、教頭)
②関係機関との連携(スクールバス・給食の中止等)(校長、教頭)
③その他の対応が必要な事項の確認(校長、教頭)

STEP 7 [家庭との連携](学級担任)

- ①家庭での健康観察と報告の依頼

報告

市町村教育委員会
→ 教育事務所
←

助言

関係機関(保健所・学校医等)との連携

- ①(休日・夜間を含む)連携先担当者電話番号等の確認
②児童生徒等の家庭での健康観察や報告に関する指導助言
③校内の消毒に関する指導助言

助言

報告

市町村教育委員会
↑ ↓
教育事務所

教育局 保健体育課(児童生徒等)・小中学校人事課(教職員)

生徒指導(いじめや心のケアを含む)、子供の人権侵害に関すること
生徒指導課、人権教育課